総合教育会議の傍聴

総合教育会議の傍聴手続及び注意していただきたい事項は、次のとおりです。

☆傍聴の手続等

- 1 会議を傍聴しようとする方は、先着順に、受付で傍聴券の交付を受け、係員の指示に従って着席してください。
- 2 傍聴席が満席になったときは、傍聴者の入場を止め、会議室前にその旨を表示します。

☆傍聴のできない方

- 1 凶器その他危険なものを持っている方
- 2 酒気を帯びている方
- 3 その他市長が会議運営上支障があると認めた方

☆傍聴中の注意事項

次の事項を守らない場合や係員の指示に従わない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 私語、談話、拍手等をしないこと。
- 3 協議・調整内容に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 4 飲食しないこと。
- 5 上記のほか、会議の妨げとなるような行為をしないこと。

☆非公開について

会議が非公開の場合は、あらかじめウェブサイトでお知らせします。また、会議の中途で会議を非公開とする必要が生じた場合は、傍聴することができませんので、 退場していただきます。

☆その他

会議の日程等を変更する場合もありますので、傍聴を希望される方は、事前に電話等で確認をお願いします。